

平成28年度 第3回

魚沼市農業委員会総会議事録

平成28年6月

魚沼市農業委員会

別紙 1

平成28年度第3回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 25名 定員 29名
欠席 2名 欠員 2名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	中澤正規	
○		2	目黒隆弥	
○		3	関武雄	
○		4	馬場公雄	
○		5	八木修司	
○		6	横山史子	
		7		
○		8	蕨澤芳子	
○		9	大島強喜	
○		10	佐藤正喜	
○		11	佐野彰	
○		12	櫻井貞夫	
○		13	櫻井信夫	
○		14	田中正雄	
○		15	阿達正	
○		16	森山武郎	
○		17	小島祐治	
○		18	桑原正文	
	○	19	小岩勇	
○		20	星野貞樹	
		21		
○		22	高橋日出子	
○		23	小幡悦男	
○		24	橘精一	
○		25	渡邊弘義	
○		26	渡邊正一	
	○	27	梅田隆夫	
○		28	小西正春	
○		29	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		山本健一	
○		穴沢裕子	
○		高橋智也	

平成28年度 第3回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

平成28年6月24日

日程	議案番号	付 議 事 件
1		開会宣言 13 時 26 分 報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について <u>24 番 橋 精一 委員</u> <u>28 番 小西 正春 委員</u>
3	報告第1号 報告第2号 報告第3号	農地貸借の合意解約について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出（2年未満の転用）について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号	農地法第3条の規定による許可申請について 事業計画変更承認申請の承認について 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について 農地法の適応を受けない事実確認の決定について 農用地利用集積計画意見決定について
5		その他 閉会宣言 14 時 34 分

平成28年度第3回魚沼市農業委員会総会議事録

平成28年度第3回魚沼市農業委員会総会は、平成28年6月24日魚沼市広神庁舎3階会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（高橋主任）

それでは、案内した時間前ですけれども、全員お揃いですので、これから総会を始めたいと思います。

総会に先立ちまして、本日の出席者数をご報告いたします。委員定数27名のうち、欠席の届出のあった方、議席番号19番小岩勇委員、議席番号27番梅田隆夫委員の2名です。出席者数25名で、魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただ今から平成28年度第3回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。お願いします。

(時刻は13時26分)

上村会長
(挨拶)

会 務 報 告

上村会長

それでは、日程第1報告事項「会務報告」を議題とします。

事務局（山本事務局長）

配布資料の確認

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続きまして、部会報告をお願いいたします。

農政部会長（田中正雄委員）

農政部会ですが、今回特別に報告事項はございません。この総会終了後、農政部会を開催しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

農地部会長（森山武郎委員）

農地部会も別段ございませぬが、この総会后、農地部会をしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

広報部会長（菰澤芳子委員）

広報部会でも、総会終了後に農業委員会だより 20 号の編集会議を予定しています。

それから、6月17日の全国農業新聞新潟版で魚沼市管内の小学校の学校田への取り組みを読んでもらったかと思いますが、この新潟版また北信越版というのは原稿の依頼が順番に回ってきます。また皆さんにお願いになりますが、地域での様子また行事、いろんな方面で活動をしている紹介したい人など、情報の提供をお願いします。また農業委員会だよりの発行につきましては、原稿の依頼をお願いすることもあるかと思しますので、併せてよろしく申し上げます。以上です。

議 長（上村会長）

ただ今報告事項として、会務報告、部会報告がなされました。ご質問等ありましたら、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になければ、次に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議 長（上村会長）

日程第2「議事録署名委員の指名」について、会議規則第14条に掲げてありますので指名させていただきますが、議長に一任いただけますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議席番号24番橘精一委員及び議席番号28番小西正春委員の両名を指名いたします。

農地貸借の合意解約について

議 長（上村会長）

続きまして、日程第3報告第1号「農地貸借の合意解約」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案書の3ページをお願いします。

日程第3報告第1号「農地貸借の合意解約」について、今月は10件の届け出がありました。詳細については事前配布のとおりです。以上です。

議 長（上村会長）

報告第1号について、事務局のとおり事前配布ということで、目を通していただいたと思います。内容について質問・ご意見のある方はご発言をお願いいたします。

(特になし)

それでは特になさいますので、お諮りいたします。報告第1号「農地賃借の合意解約」については、届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（上村会長）

続きまして、日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案書の6ページをお願いします。

日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、今月は8件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に貸借権の設定、認定農業者等へ貸し付けされている農地がありますが、相続人は全て魚沼市にお住いの後継者等にあたるため、今後も継続して耕作されていくものと思います。以上です。

議長（上村会長）

報告第2号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特になさいますので、お諮りいたします。報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」については、届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書7ページをお願いします。

日程第3報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」について、今月は3件の届出がありました。

整理番号1 申請人 *****

申請地 **** 田 90 m²
転用目的 農機具格納庫

整理番号2 申請人 ****
申請地 **** 田 149 m²
転用目的 農機具格納庫

整理番号3 申請人 ****
申請地 ****の一部 田 118.54 m²
転用目的 農機具格納庫

議長（上村会長）

報告第3号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

それでは、特にないようですので、お諮りいたします。報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」については、整理番号1番から3番まで届出のとおり承認することによろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案書の8ページをお願いいたします。

日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について、今月は贈与による所有権移転1件、売買によるもの5件、使用貸借権の設定1件、合計7件です。

整理番号1 申請地 **** 田 1,219 m²
譲渡人 ****
譲受人 ****
権利種別 所有権移転 贈与

申請の理由は、耕作の効率化を図るためです。申請地は譲受人の自宅の裏手にあり、耕作に便利なことから譲渡人との贈与の話がまとまり、申請があったものです。下限面積要件は満たしており、大型機械等は所有していないため、作業委託等を行っておりますが、全ての圃場はきちんと耕作されているため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号2 申請地 **** 田ほか3筆 860 m²
譲渡人 ****
譲受人 ****

権利種別 所有権移転 売買 全体で*****円

申請の理由は、耕作の効率化を図るためです。申請地と隣接する田は譲受人の所有する農地であり、耕作に便利なことから売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械は所有しておりませんが、作業委託等により今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号3 申請地 **** 田 137 m²
譲渡人 ****
譲受人 ****

権利種別 所有権移転 売買 全体で*****円

申請の理由は、耕作の効率化を図るためです。申請地と隣接する田は譲受人の所有する農地であり、一枚の田として一体で耕作するために便利なことから売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号4 申請地 **** 畑 129 m²
譲渡人 ****
譲受人 ****

権利種別 所有権移転 売買 *****円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請の相談があった時点では、現地は畑ではありませんでしたが、農地に戻したことを確認し、譲渡人が遠方で耕作できないことから、譲受人が自作地に近くて耕作に便利なことから、売買の話がまとまり、申請されたものです。譲受人は大型機械も所有しており、経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号5 申請地 **** 田ほか3筆 2,596 m²
譲渡人 ****
譲受人 ****

権利種別 所有権移転 売買 全体で*****円

申請地は、譲受人と農業経営基盤強化法により、賃借権を設定していたところで、譲渡人が耕作できないため売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械も所有しており、経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号6 申請地 **** 畑 101 m²
譲渡人 ****
譲受人 ****

権利種別 所有権移転 売買 全体で*****円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人が耕作できないため売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械も所

有しており、経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号7 申請地 ***** 畑 787 m²
譲渡人 *****
譲受人 *****
権利種別 使用貸借権設定 5年間

申請理由は、譲渡人が耕作困難等により*****がソバ等を作付けするため、申請があったものです。

なお、*****への貸し付けということで一般法人への貸し付けとなりますので、解除条件付の貸借契約となっております。

整理番号1番から6番までは、議案書に掲載のあるとおり農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

また、整理番号7番につきましては、議案書に記載のあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しておらず、農地法第3条第3項各号にある解除条件などが設定されておりますので、こちらも許可要件の全てを満たすと考えます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（上村会長）

議案第1号について、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明ありましたらお願いいたします。

小西正春委員

整理番号1番ですが、この件につきましては、春から私のところへ相談があったわけですが、先月やっとまとまりまして、こういったようになりました。*****さんのすぐ後ろということで、*****さんは今まで何かと作りづらかったわけですが、本人から贈与というかたちでまとまりましたので、何も問題ないと思います。

上村喜久雄委員

整理番号2番ですが、事務局の説明のとおりですが、譲受人は従来からこの譲渡人の農地の耕作をしていたということで、この度この売買の話がまとまったということでございます。特に地域周辺等々には問題ありません。

横山史子委員

整理番号3番ですが、この件に関しましては6月20日に譲受人の*****さんの案内のもと現地を確認いたしました。中身については事務局の説明のとおりです。

事務局（穴沢主任）

整理番号4番ですが、地区担当委員の梅田隆夫委員が欠席ですので、代わって報告書を読ませていただきます。「現地確認後譲受人と確認し、引き続き農地、畑として使用するという確認をとりました。道路と面していますので、農地として使用ができなくなるようであったら、速やかに農地転用を薦めた。」という報告をいただいております。以上です。

橘 精一委員

整理番号5番ですが、事務局の説明のとおり、何も問題はありません。

渡邊弘義委員

整理番号6番ですが、双方にお会いしまして、片方は電話ですけれども、現地確認もしました。問題ないと思います。

高橋日出子委員

整理番号7番ですが、6月22日に譲渡人の*****さんと一緒に現地確認へ行っていろいろとお話しをさせていただきました。畑でして、道を挟んだ向かい側がやはり*****さんの借受の耕作地で、ソバを作付けするというので、あわせてついでにそこでソバの作付けをするということですので、問題はないと思います。

議長（上村会長）

事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特になしですので、採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。

最初に、所有権移転贈与に関する整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、所有権移転売買に関する整理番号2番から6番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、使用貸借権設定に関する整理番号7番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」については、整理番号1番から7番まで申請どおり許可することといたします。

事業計画変更承認申請の承認について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第2号「事業計画変更承認申請の承認」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書10ページをお願いします。

議案第2号「事業計画変更承認申請の承認」について、今月は1件となっております。

整理番号1 当初計画者 ****
申請地 **** 田 162 m²
当初転用目的 寺、神社駐車場
変更申請概要 水田（マコモダケ栽培）
変更理由 冬場の駐車場利用のため許可を得たが、申請地までの
通路除雪に苦慮することから、農地への計画変更
としたい。

申請地は平成 28 年 4 月に事業計画変更の申請がありましたが、その後
6 月 9 日に取り下げの届け出があり、この度改めまして水田への事業計画
変更の承認申請があったものです。

議 長（上村会長）

議案第 2 号について、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説
明ありましたらお願いいたします。

中澤正規委員

整理番号 1 ですが、6 月 21 日に前農業委員の方と ****さんと話し合いの
結果のほうを聞きました。いろいろいわくつきの土地であるということから、最終
的にマコモダケの水田栽培をしたいという話に落ち着いたということです。あとは、
事務局の説明のとおりであります。

議 長（上村会長）

事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について、質問・ご意見
のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第 2 号「事業計画変更承認申請の
承認」については、申請のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する 意見について

議 長（上村会長）

続いて、日程第 4 議案第 3 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対す
る意見」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の 11 ページをお願いします。

議案第 3 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見」について、
今月の申請は 2 件です。

整理番号1 申請地 **** 田ほか3筆 1,371㎡
農地区分 第三種農地
申請人 ****
申請概要 賃貸住宅（10世帯）及び駐車場（25台分）
転用目的 賃貸住宅建設敷地及び駐車場
判断理由 都市計画法に規定する用途地域、第一種中高層住居専用地域が定められている。

申請地は****の農地です。自作地を活用し賃貸住宅を建築する旨、申請があったものです。

整理番号2 申請地 **** 田ほか1筆 438㎡
農地区分 第一種農地及び第二種農地
申請人 ****
申請概要 住宅1棟2階建て及び物置
転用目的 住宅及び物置の敷地
判断理由 申請地は中山間地に位置する小規模で生産性の低い農地であるため。

申請地は****地内の農地です。申請地は、先代の父が農地法の許可を得ずに昭和42年に住宅を、昭和52年に物置を建築し、現在まで宅地として利用しています。始末書が提出され、追認の案件となっております。

議長（上村会長）

議案第3号について、事務局の説明に続いて、地区担当委員の調査・補足説明ありましたらお願いいたします。

阿達 正委員

整理番号1番ですが、先日現地を確認してまいりました。****の裏のところでありまして、既に地図の左側のところ、現地もそうですが、整地というかそのまま田んぼになっていない状態であります。周りも、地図の下側は田んぼになっているのですが、両サイドはほとんど原野というか、まだ何も植えていない状態でありましたので、問題ないと思います。

渡邊弘義委員

整理番号2番ですが、先日現地確認を本人と一緒にして説明いただきました。問題ないと思います。

議長（上村会長）

事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。採決は番号ごとに行います。

まず整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号2番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可

申請に対する意見」については、整理番号1番及び2番について、ともに許可相当の意見を付して県に進達することといたします。

農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第4号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書12ページをお願いいたします。

議案第4号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について、今月の申請は8件です。

整理番号1	申請地	*****	田	957 m ²
		*****	畑	197 m ²
	新地目	原野、山林		
	申請者	*****		
	非農地の原因	20年以上前から耕作をしていないため山林、原野化しており、農地として復元することが困難なため。		
整理番号2	申請地	*****	田	2107 m ²
	新地目	山林		
	申請者	*****		
	非農地の原因	昭和の中頃から耕作をしていないため山林化しており、農地として復元することが困難なため。		
整理番号3	申請地	*****	畑ほか1筆	647 m ²
	新地目	山林		
	申請者	*****		
	非農地の原因	昭和の中頃から耕作をしていないため山林化しており、農地として復元することが困難なため。		
整理番号4	申請地	*****	田ほか5筆	925 m ²
	新地目	原野		
	申請者	*****		
	非農地の原因	昭和後期頃から耕作をしていないため原野化しており、農地として復元することが困難なため。		
整理番号5	申請地	*****	畑	252 m ²
		*****	田	349 m ²
	新地目	原野		
	申請者	*****		
	非農地の原因	昭和後期頃から耕作をしていないため原野化しており、農地として復元することが困難なため。		

整理番号 6	申請地	*****	田ほか 2 筆	3,229 m ²
	新地目		原野	
	申請者	*****		
	非農地の原因		昭和後期頃から耕作をしていないため原野化しており、農地として復元することが困難なため。	
整理番号 7	申請地	*****	畑	517 m ²
	新地目		山林	
	申請者	*****		
	非農地の原因		昭和後期頃から耕作をしていないため山林化しており、農地として復元することが困難なため。	

いったん、こちらまでとさせていただきます。

議 長（上村会長）

議案第 4 号について整理番号 1 番から 7 番まで事務局の説明が終わりました。この中で、内容等について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

田中 正雄委員

現況地目が原野であって、新地目が山林になっているんですが、これはどういう判断でしょうか。

事務局（高橋主任）

現地を確認したところ、大木等があるため現在は山林化しているという判断です。

田中 正雄委員

はい、分かりました。

議 長（上村会長）

ほかにどうでしょうか。

小島 結治委員

今ほどの質問で、山林と原野の区分けをしたわけですが、この農地法上の違いというのをご存じでしたら聞きたいところです。

議 長（上村会長）

この地目の判断というところの明確がもし分かりましたら、お願いいたします。

事務局（高橋主任）

言葉として、今正確なことは言えませんが、昔でいうと 20 年以上放棄しており、簡単に手を加えて農地にならないようなところを原野と言い、さらに大木等が既に生えているようなところを山林と判断しております。

小島 結治委員

はい、分かりました。

議長（上村会長）

大木が何本かあるということの中の山林というような、事務局の説明ではないかなと思います。

他にどうでしょうか。

「なし」の声あり。

それでは特にはないようですので、採決に入ります。議案第4号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について、整理番号1番から7番まで申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それではここで、*****委員から退席を願ひまして、整理番号8番の事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

整理番号8	申請地	*****	田ほか1筆	3,363 m ²
	新地目		原野	
	申請者	*****		
	非農地の原因	昭和17年頃、只見線の線路ができて農地へ行く道が絶たれてしまい、耕作することができなくなったため。		

議長（上村会長）

議案第4号、整理番号8番について事務局の説明が終わりました。内容等について、質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にはないようでしたら、お諮りいたします。議案第4号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について、整理番号8番について申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

農用地利用集積計画の意見決定について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第5号「農用地利用集積計画の意見決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案書の14ページをお願いします。

日程第4議案第5号「農用地利用集積計画の意見決定」について説明をさせていただきます。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地

利用集積計画の意見決定を求めるものです。

利用権（設定）	件数	12 件
	筆数	81 筆
	面積	57,749 m ²

詳細につきましては、事前配布のとおりです。以上です。

議 長（上村会長）

議案第5号について、事前配布のとおりということでございます。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

阿達 正委員

普通こういうのを農業委員会に提出するとき、この1番の人なんか新規で、今、中央管理機構のほうを通せば2町2反あるわけですから。一応こういうのもあるんだというふうに教えてあげたほうが後々のためになるのではないかなと思うんですけど、別に浅井さんと大竹さんと相対でやっているからいいよという感じなんですか。中央管理機構を通せば2町2反といえば結構70万というお金になるわけですから。それに新規だし、こういうのは声とかかけてあげたほうがいいとか、そういうのは別にないんでしょうか。

議 長（上村会長）

すぐ隣の農政室との連携というのはあるか、お願いします。

事務局（穴沢主任）

相対でという申し出がありましたので、そのように集積計画にしたんですけれども、中間管理機構を通してもいいとは思いますが、もう借りる方がはっきりしているので、この件については中間管理機構には通さないで契約をしました。

阿達 正委員

はっきりしていれば、通したほうがやりやすいと思いますが。

事務局（穴沢主任）

また農政室のほうと調整してみます。

議 長（上村会長）

この申請書だけを見ると、5年という期間ですし、その辺の事情を事務局も確認して、向こうも中間管理機構の該当になるのかという判断をしなければなりません。中間管理機構は10年ということですので、そこで利用者の意見がどう出るかというのは、この中では中間管理機構になる、ならないという問題も出ます。いわゆる離農するということであれば中間管理機構という制度もありますので、その辺はまた事務局同士の連携でひとつお願いしたと思います。どうしても10年が駄目だという方もおりますので、そこいらはあくまでも双方の意見を聞くということにさせていただいての連携をお願いしたいと思います。

小島 結治委員

くだいような質問になりますが、私ら貸借でもしお話がかかった場合には、その辺のことを気をつけないと、あとから「教えてくれなかったのでお金がもらい損ねた」なんていうお話を逆に頂戴した場合は、非常に頭をかくようなことになったり謝ることになる可能性も踏まえる話かなということで、実は緊張が走る場面もあるんです。ですので、その辺事務局にお話があった場合には中間管理機構をとという制度があり、それにはこういう手続きがあると。貸借だけではなく、さらに例えば口座を開設し、勤労という自分でそうなる事は出来ないのだから。そんなことも参考までに一言お話をしてもらおうと、私らの肩の荷も若干下りるかなと。制度説明になると、なかなかあまり書面みたいな話は得意でないので、そういうことで、もしその辺も合わせてご説明、どうですかとご意向を伺うことができれば、私らも多少つまるかなという感じで、お願いします。

議長（上村会長）

先ほども言いましたけれども、一応この中間管理機構また離農資金の対象というのはうっかり相手が知らないと言明不足だというようなこともありますので、またもう一つは中間管理機構といえども、地権者の耕作地とか遊休農地があるとなかなか中間管理機構は受け付けないということがありますので、その辺の細かいところもありますので、合わせてお互いの事務局の連携をとるように、ひとつお願いをします。

事務局（高橋主任）

当然相談窓口に来ていただいた時点で、まるきりその中間管理機構に貸すことのできるような条件の方であれば、当然私どもも農政室のほうに案内したりはしているんですけども、その時点で確実に合致するかどうかというのは分からないもので、当てはまりそうな方は今までも案内はしているつもりではいるんですが、まるで条件が違う方まで全てという案内はしておりません。

議長（上村会長）

以上です。いずれにせよ、今ご承知のとおり農用地利用最適化するということの中での中間管理機構へのこの集約というのをうたぐっております。いずれにせよ窓口が農協もあり、この農業委員会もあり、また農政室のいわゆる支援センターもありということでございますので、いずれにせよ事務局で連携をとった中で地権者への説明不足にならないようなことで連携をとっていただきたいということでお願い申し上げますが、よろしくお願いいたします。

他にどうでしょうか。

（特になし）

それでは、特にないようですので、採決に入ります。議案第5号「農用地利用集積計画の意見決定」については、計画のとおり決定することによろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

その他

事務局（高橋主任）

- ・農業委員会情報担当者会議での資料配布
- ・全国農業新聞普及拡大計画について
- ・県内重点市町村について

議長（上村会長）

以上をもちまして本日の提案いたしました報告事項並びに議案事項につきましては全て終了・採決をいたしました。ありがとうございます。

（時刻は 14 時 34 分）

上記会議の内容は、平成 28 年度第 3 回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

平成 年 月 日

魚沼市農業委員会

議席番号 番

議席番号 番
